

2022年6月9日
世紀東急工業株式会社

再発防止策の進捗状況に関するお知らせ

当社は、独占禁止法違反の発生要因を分析して策定した、2016年3月25日付「独占禁止法順守に向けた再発防止策」及び、2020年1月24日付「調査委員会の提言に対する当社具体的再発防止策」を公表しております。

現在、この再発防止策を着実に遂行するとともに、一連の法令違反を風化させることなく永続的にコンプライアンス経営を推進していくことを目的として、再発防止に係るモニタリング状況を四半期毎に経営会議・取締役会に報告しております。

2021年度下半期の進捗状況について、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 再発を未然に防止するための教育の徹底

①リスク管理の重要性を再認識するための研修

コンプライアンスの日（11月18日）に役員、支店長、本社部長等を対象とした外部講師による独占禁止法研修を開催しました。

感染症対策として、対象者34名を会場とWEBに分散したハイブリッド型としました。

②感染症対策としてのeラーニング導入

各事業所にて開催することを計画していた集合研修の代替として、自社で作成したeラーニング「コンプライアンス行動規範Q&A」を全社員が受講しました。

（11月18日～12月22日 1,266人）

③意識レベル向上を目的とした教育

月2回、全役職員にメール配信している教育資料を活用して、独占禁止法を含むコンプライアンス全般に対する意識を高めるための教育を各事業所において毎月実施しています。

コンプライアンス実践のための基礎となる知識と、意識の持ち方を解説するミニドラマ形式の映像を1月から配信開始しており、2月には「カルテル」をテーマとした動画を配信しています。

2. 再発の探知と監視体制の強化

①網羅的な事業所監査

2021年度においては、92事業所の監査を実施。

独占禁止法順守マニュアルにて規定している競合他社職員との接触記録や、製品部門における値上げ等の価格を決定するに至るプロセスが適正に記録、報告されているかを確認しています。

また、社内システムへの入力とした全社統一の営業日報の作成状況についても確認をしています。

②製品部門に対する第三者による定期監査

製品部門の競合他社との接触機会がある者を対象としたアンケートを3月に実施し、その結果および、内部統制推進部が行った事業所監査等の結果を基に、第三者である弁護士の監査を受け、監査報告書を受領しました。

報告書においては、不適切な行為は認められないものの、防止策を改善しつつ継続して注力していくことが必要との提言を受けております。

3. 意識改革の継続

会社方針の継続的な周知

コンプライアンスの日（11月18日）に、「不正は会社を潰す」、「これまでの不祥事を決して風化させない」、「思考停止は断じて許されない」との社長メッセージを全役職員にメール配信することで強く会社方針を再周知したほか、「コンプライアンス便り」、「コンプライアンスメールマガジン」などのツールを用いて、会社の法令等遵守を徹底するという方針を職員一人ひとりに浸透させるべく継続的に発信しています。

4. 各種再発防止策の有効性について

各種再発防止策の実施の結果、独占禁止法上の不適切な行為は認められておりませんが、受領した第三者による監査報告書における提言等の検証により、今後も様々な独禁法リスクに対して「漏れ」のない監視体制やモニタリング手法、「慣れ」による意識低下を防ぐ教育手法等について検討を行い、改善を図ってまいります。

以上